

水銀等の大気排出規制が施行されます！

大気汚染防止法が改正され、水銀及びその化合物（水銀等）の排出規制が始まります。規制対象となる施設の設置者は準備が必要です。

改正法の施行日

平成30年4月1日（水俣条約の発効がこれ以降となる場合は、条約の発効日）

対象施設と規制基準

水銀排出規制の対象施設（水銀排出施設）と規制基準は、裏面の表のとおり

届出義務

- 施行日の時点で、既に水銀排出施設を設置している場合（設置工事に着手している場合を含む。）、設置者は施行後30日以内に使用の届出が必要です。
- 施行日以降に水銀排出施設を設置する場合、又は水銀排出施設の構造・使用方法・処理方法を変更する場合、設置者は設置・変更の60日前までに届出が必要です。
- 施行日以降に設置者の氏名・住所の変更、施設の廃止、施設の承継があった場合、その日から30日以内に届出が必要です。

※届出様式は東京都環境局のホームページに掲載しています。

排出ガスの測定義務

施行日以降、水銀排出施設の設置者は、排出ガス中の全水銀（ガス状及び粒子状）を測定し、測定結果を記録し、3年間保存しなければなりません。

- 測定方法：環境大臣が定める方法（平成28年環境省告示第94号）
- 測定頻度：

排出ガス量が4万m ³ (N)/時以上の施設	4か月に1回以上
排出ガス量が4万m ³ (N)/時未満の施設	6か月に1回以上
専ら銅・鉛・亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	} 年1回以上
専ら廃鉛蓄電池・廃はんだを原料とする溶解炉	

経過措置

- 排出基準に適合しない既存施設は、基準の適用が最大で2年間猶予されます。その間に、基準を遵守できるよう水銀排出施設や処理施設の改修などを行ってください。
- 水銀の排出量を減少させるために構造等の変更を行った場合は、変更後も新設基準ではなく既設基準が適用されます。
- 排出基準の適用猶予期間も、届出や排出ガスの測定は行わなければなりません。

詳細についてのご質問は、東京都環境局までお問い合わせください。

水銀規制のホームページ <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/>

23区・島しょの窓口 環境局環境改善部大気保全課 (03-5388-3492)

多摩地域(※)の窓口 多摩環境事務所環境改善課 (042-523-0238)

(※八王子市内の事業所は、八王子市環境部環境保全課 042-620-7217)

対象施設と排出基準

番号	水銀排出施設の種類 ^(注1)	規模要件（次のいずれかに該当するもの）	排出基準(μg/m ³ (N))	
			既存 ^(注2)	新規 ^(注3)
1	(1) 石炭専焼ボイラー (2) 燃焼能力 ^(注4) が10万L/時以上の石炭混焼ボイラー	●伝熱面積10m ² 以上 ●燃焼能力 ^(注4) が50L/時以上	10	8
2	燃焼能力 ^(注4) が10万L/時未満の石炭混焼ボイラー		15	10
3	銅又は金の一次精錬施設 (専ら粗銅・粗銀・粗金を原料とする溶解炉を除く。)	①銅・鉛・亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉・焼結炉・溶鋳炉・転炉・溶解炉・乾燥炉 ●原料処理能力0.5 t/時以上 ●火格子面積0.5m ² 以上 ●羽口面断面積0.2m ² 以上 ●燃焼能力 ^(注4) 20L/時以上	30	15
4	鉛又は亜鉛の一次精錬施設 (専ら粗鉛・蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)	②鉛の二次精錬の用に供する溶解炉 ●燃焼能力 ^(注4) 10L/時以上 ●変圧器定格容量40kVA以上 ③金属精錬の用に供する焙焼炉・焼結炉・煅焼路・溶鋳炉・転炉・平炉 (①及び②に掲げるもの並びにこしき炉を除く。)	50	30
5	銅、鉛又は亜鉛の二次精錬施設 (専ら粗銅・粗鉛・蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)	●原料処理能力1 t/時以上 ④金属の精製の用に供する溶解炉(①及び②に掲げるもの並びにこしき炉を除く。) ●火格子面積1 m ² 以上 ●羽口面断面積0.5m ² 以上 ●燃焼能力 ^(注4) 50L/時以上 ●変圧器定格容量200kVA以上	400	100
6	金の二次精錬施設 (専ら粗銀・粗金を原料とする溶解炉を除く。)	⑤製鋼用電気炉の集じん機で捕集されたばいじんからの亜鉛回収の用に供する焙焼炉・焼結炉・溶鋳炉・溶解炉・乾燥炉 ●原料処理能力0.5 t/時以上	50	30
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	●火格子面積1 m ² 以上 ●燃焼能力 ^(注4) 50L/時以上 ●変圧器定格容量200kVA以上	80 (140 ^(注5))	50
8	廃棄物焼却炉 (番号9に該当するものを除く。)	●火格子面積2 m ² 以上 ●焼却能力200kg/時以上 ※原油精製以外からの廃油の専焼炉で、自ら産業廃棄物の処分を行うものは対象外	50	30
9	水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源からの水銀回収施設	●回収時に加熱工程を含む施設（施設の規模による裾切りはありません）	100	50

(注1) 番号1～7（6の⑤を除く。）は大気汚染防止法のばい煙発生施設に、番号6の⑤はダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に、番号8と9は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に、それぞれ該当する施設

(注2) 施行日の時点で、現に設置されている施設（設置工事に着手しているものを含む。）に適用される基準

(注3) 施行日以降に設置又は施設規模が5割以上増加する構造変更（水銀排出量が増加する場合）をした施設に適用される基準

(注4) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの（液体燃料10L、気体燃料16m³、固体燃料16kgがそれぞれ重油10Lに相当するものと換算する。）

(注5) 原料とする石灰石の1kg当たりの水銀含有量が月平均0.05mg以上であるものについては、月平均0.05mg未満となるまで140 μg/m³(N)